

【同一労働同一賃金関係】労使協定書における賃金等の 記載状況等について

厚生労働省 職業安定局
需給調整事業課

1

労使協定書における賃金等の記載状況 (一部事業所の集計結果 (令和5年度)) について

派遣労働者の同一労働同一賃金に関する報告等に係るスケジュール

6月末

事業報告書の労働局への提出期限

(※) 事業報告書：労働者派遣法では派遣元事業主に対し、それぞれの事業年度ごとの運営状況についての報告書を厚生労働大臣に提出するよう定めている。労使協定方式を選択している場合には、労使協定書を添付することが必要。毎年6月末が提出期限。

9月目途

労働者派遣法第30条の4第1項第2号イに定める同種の業務に従事する一般労働者の平均的な賃金の額に係る通知の公表

12月～1月

労働者派遣事業報告書に添付される労使協定書の賃金等の記載状況について

(公表項目)

- ①選択している待遇決定方式 ②労使協定書の賃金状況（職業別）
- ③能力・経験調整指数の選択状況 ④地域指数の選択状況 ⑤通勤手当の支給状況
- ⑥退職金の支給状況 ⑦昇給規定等の状況 ⑧締結主体・有効期間

年度末

事業報告書の集計結果公表

(公表項目)

- ①全派遣労働者のうち、協定対象派遣労働者の割合
- ②協定対象派遣労働者の賃金（業務平均）

2

改定後の厚生労働省編職業分類への対応について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省編職業分類の改定

厚生労働省編職業分類の概要及び改定経緯

- 職業安定法第15条（標準職業名等）に基づき、労働力需給調整機関において共通して使用するものとして作成されているもの。
- 前回改定（平成23年）より10年以上が経過し、この間の産業構造、職業構造の変化等に伴い、求人・求職者の職業認識との乖離が生じている分野もみられたため、令和4年4月に改定がなされた。

主な改定内容

- 大分類項目の見直し（11項目 → 15項目）
 - ・「専門的・技術的職業」、「サービスの職業」について整理
 - ・項目名を分かりやすいものとなるよう見直し
- 中分類項目の見直し（73項目→99項目）
 - ・マッチングの観点から項目名・分け方を見直し
- 小分類項目の見直し（369項目→440項目）
- 細分類項目の廃止（892項目→0）
 - ・「細分類」の廃止に伴い、マッチングの観点で必要なものについて、小分類項目に位置づける等見直し

一般賃金水準への影響

- 労使協定方式による一般賃金水準（一般基本給・賞与等）の算出に当たっては「職業安定業務統計」を活用しているが、「職業安定業務統計」は厚生労働省編職業分類をもとに分類分けがなされているため、改定により、**一般賃金水準の職業分類も同様に変更が生じる**ところ。
- 改定後の職業分類による数値は令和5年度分から集計しており、**令和6年度に公表する通達（適用は令和7年度）から変更が生じる可能性がある。**
- **今後、改定後の職業分類のサンプルサイズが十分な数であるか等を検証の上、適用年度を判断する。**

改定後の厚生労働省編職業分類の適用年度等

改定後の各職業分類におけるサンプルサイズの状況（令和5年11月末時点）

- 改定後の職業分類のうち、小分類項目名の変更または分け方が見直されたものでサンプルサイズを満たしていないものは以下の**3職種**。
※ 一般賃金水準として公表するためには求人件数が30件以上であることが必要

- サンプルサイズを満たしていない職種（小分類） ※ あくまで令和5年11月末時点の状況であり、現段階で一般賃金水準として公表できないことが確定したものではないことに留意。

NO	小分類
1	人文・社会科学系等研究者（旧：研究者）
2	客室乗務員、船舶旅客係（旧：旅館・ホテル・乗物接客員）
3	接客社交係、芸者（旧：接客社交係、芸者等）

サンプルサイズを満たさず一般賃金として公表されない小分類職種に係る対応方法

- 労使で十分に議論を行っていただいた上で、上位の中分類や、賃金構造基本統計調査の職種から協定対象派遣労働者の業務に最も近いものを選択することなどで対応が可能。

改訂後の職業分類の適用年度

- 職業分類が改定されたことにより、昨今の労働市場がより反映された職種区分となり、また、令和5年11月30日時点で、改定後の職業分類の区分で一般賃金額を公表できない可能性のある小分類職種は極めて限定的であることから、**令和6年度に公表予定の令和7年度適用の一般賃金より、改訂後の厚生労働省編職業分類を用いて各職種の一般賃金の額を公表することとする。**